

1 調査の実施概要

表示状況調査の実施概要

全国各地の2,023の小売業者及び538の卸売業者(計2,561店舗)の店頭において、それぞれ24,543点及び8,042点(計32,585点)の商品を対象に、米穀の表示状況について調査を実施しました。

(表1) 表示状況調査の実施状況

	小 売 業 者			卸売業者	計
	量販店	小売店	小 計		
調査店舗数	1,183	840	2,023	538	2,561
うち玄米	472	75	547	96	643
調査商品数	18,311	6,232	24,543	8,042	32,585
うち玄米	1,092	169	1,261	216	1,477

注1 量販店：米穀の品質表示に責任を有しない小売業者

注2 小売店：米穀の品質表示に責任を有する小売業者

注3 卸売業者：米穀の品質表示に責任を有する小売以外の販売業者

表示根拠調査の実施概要

米穀の小売業者及び卸売業者のうちJAS法に基づき表示に対する責任を有するもの(以下「販売業者」という。)に対し、表示根拠調査(帳簿等による表示と内容の一致状況及び表示根拠の確認調査をいう。以下同じ。)を実施しました。

表示根拠調査は、全国の各地方農政事務所(地方農政局本局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が、管内における品種別の流通状況等を勘案して選定した品種及び各都道府県において調査が必要と判断した品種とし、主に平成18年産を対象としています。

DNA分析を活用した品種判別調査の実施概要

小売業者の店頭において販売されている平成18年産の銘柄米のうち、各地方農政事務所の職員が買い上げた364業者の364点(うち玄米58点)の商品について、DNA分析を活用した品種判別調査を実施しました。

2 調査の結果概要

表示状況調査の結果概要

小売業者については、2,023店舗の24,543点の商品のうち、237店舗(11.7%)の828点の商品(3.4%)に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、547店舗の1,261点の商品のうち、28店舗

(5 . 1 %) の 7 0 点の商品 (5 . 6 %) に、不適正な表示を確認しました。

卸売業者については、5 3 8 店舗の 8 , 0 4 2 点の商品のうち、4 9 店舗 (9 . 1 %) の 8 7 点の商品 (1 . 1 %) に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、9 6 店舗の 2 1 6 点の商品のうち、1 1 店舗 (1 1 . 5 %) の 1 4 点の商品 (6 . 5 %) に、不適正な表示を確認しました。

全体としては、2 , 5 6 1 店舗の 3 2 , 5 8 5 点の商品のうち、2 8 6 店舗 (1 1 . 2 %) の 9 1 5 点の商品 (2 . 8 %) に、不適正な表示を確認しました。

このうち玄米については、6 4 3 店舗の 1 , 4 7 7 点の商品のうち、3 9 店舗 (6 . 1 %) の 8 4 点の商品 (5 . 7 %) に、不適正な表示を確認しました。

確認された不適正表示には、表示すべき事項 (名称、原料玄米 (産地、品種、産年及び使用割合)、内容量、精米年月日及び販売業者 (名称等、住所及び電話番号)) の欠落がその太宗を占めており、次いで、表示の方法など販売業者が遵守すべき事項の不遵守、表示禁止事項の表示 (原料玄米が生産された翌年の 1 月 1 日以降に製造された商品に「新米」との用語を表示など) がありました。

(表 2) 表示状況調査の実施結果

	小 売 業 者			卸売業者	計
	量販店	小売店	小 計		
調 査 店 舗 数	1,183	840	2,023	538	2,561
うち玄米	472	75	547	96	643
不適正表示の商品を確認した店舗数 (割合)	117 (9.9%)	120 (14.3%)	237 (11.7%)	49 (9.1%)	286 (11.2%)
うち玄米 (割合)	15 (3.2%)	13 (17.3%)	28 (5.1%)	11 (11.5%)	39 (6.1%)
調 査 商 品 数	18,311	6,232	24,543	8,042	32,585
うち玄米	1,092	169	1,261	216	1,477
不適正表示の商品数 (割合)	215 (1.2%)	613 (9.8%)	828 (3.4%)	87 (1.1%)	915 (2.8%)
うち玄米 (割合)	27 (2.5%)	43 (25.4%)	70 (5.6%)	14 (6.5%)	84 (5.7%)

(表 3) 表示欠落の状況

	商 品 数
精米年月日 (調製年月日) の欠落	321商品 (32商品)
産 年 の 欠 落	181商品 (7商品)
使用割合の欠落	111商品 (8商品)
産 地 の 欠 落	102商品 (9商品)
住 所 の 欠 落	90商品 (2商品)

注 1 同一の商品に、複数の欠落が存在する場合がある。

注 2 表中、() 内は玄米の数量で内数である。

表示根拠調査の結果概要

確認された主な不適正表示には、原料玄米に未検査米を用いているにもかかわらず「産地、品種及び産年」を表示していたもの、表示と異なる原材料を用いるなど、商品の表示と内容に齟齬が生じていたもの、などがありました。

未検査米とは、原料玄米に産地、品種及び年産の全部について証明(国内産にあっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。)を受けていない原料玄米をいう。

DNA分析を活用した品種判別調査の結果概要

DNA分析の結果、364点のうち26点(7.1%)に、表示と異なる品種混入の疑義が生じました。

このうち玄米については、58点のうち1点(1.7%)に、表示と異なる品種混入の疑義が生じました。

疑義が生じた販売業者に対しては、販売業者が広域業者(1)の場合にあっては国が、都道府県域業者(2)の場合にあっては国と都道府県が連携して、混入原因の解明のため、帳簿や伝票等による仕入数量や製造数量、販売数量の一致状況及び原料玄米の確認などの調査を実施しました。

調査により確認された主な混入原因には、製造工程における製造ライン等の清掃の不徹底、ヒューマンエラーによる包装資材の取り違いなどがありました。

また、調査を実施したにもかかわらず、混入原因が不明となったものもあり、要因としては、原料玄米そのものにコンタミ等があった場合などが考えられます。

- 1 広域業者：店舗、工場等が複数の都道府県にまたがって展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、国が有している。
- 2 都道府県域業者：店舗、工場等が一つの都道府県内のみを展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、事業者が所在する都道府県が有している。

(表4) DNA分析を活用した品種判別調査の実施結果

品種区分	買上 点数等	判別結果		
		混入を認めず	混入の疑義	割合
コシヒカリ	199点(33点)	188点(32点)	11点(1点)	5.5%(3.0%)
ひとめぼれ	49点(6点)	44点(6点)	5点(0点)	10.2%(0.0%)
ヒノヒカリ	43点(7点)	43点(7点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
あきたこまち	42点(9点)	35点(9点)	7点(0点)	16.7%(0.0%)
はえぬき	6点(1点)	6点(1点)	0点(0点)	0.0%(0.0%)
その他(10品種)	25点(2点)	22点(2点)	3点(0点)	12.0%(0.0%)
計	364点(58点)	338点(57点)	26点(1点)	7.1%(1.7%)
販売業者数	364社(58社)	338社(57社)	26社(1社)	7.1%(1.7%)

注1 その他(10品種)は、「キヌヒカリ(4点)」、「ななつぼし(4点)」、「つがるロマン(3点(玄米1点))」、「ハナエチゼン(3点)」、「ハツシモ(3点)」、「ほしのゆめ(2点(玄米1点))」、「こしいぶき(2点)」、「あいちのかおり(2点)」、「あさひの夢(1点)」、「ササニシキ(1点)」である。

注2 表中、()内は玄米の数量で内数である。

(表5) 異品種混入の疑義に対する調査の実施結果

業 者 区 分	疑義が生じた 販売業者数 (商品数)	販売業者に原 因があるもの (商品数)	混入原因が不 明なもの (商品数)	継続調査中の もの (商品数)
広 域 業 者	2 点(1点)	1 点(0点)	1 点(1点)	0 点(0点)
都道府県域業者	2 4 点(0点)	1 9 点(0点)	2 点(0点)	3 点(0点)
合 計	2 6 点(1点)	2 0 点(0点)	3 点(1点)	3 点(0点)

注 表中、()内は玄米の数量で内数である。

3 不適正表示への対応状況

表示の欠落が判明し、直ちに改善する意思を示している販売業者に対しては、担当官がその場で直ちに口頭にての指導を行うとともに、地方農政事務所長（地方農政局にあっては農政局消費・安全部長、沖縄総合事務局にあっては同事務局農林水産部長）による文書指導又は各都道府県による指導を行い、指導に基づく改善状況の確認を行いました。

表示の欠落以外の不適正表示が判明した販売業者に対しては、広域業者にあっては国が個別に遡及調査を実施し、都道府県域業者にあっては事前に各都道府県と協議して定めた調査方針に基づき、疑義の確定及び発生原因の究明を行いました。

その結果、販売業者に発生原因があると認められた161業者に対して国又は都道府県より指導等を行い、このうち2業者（都道府県域業者）に対しては、JAS法に基づく指示を行い、その旨を公表しました。

なお、調査中の3業者については、その調査の結果により、販売業者に発生原因があると認められた場合には、JAS法に基づく厳正な措置を行うこととしています。

(表6) 不適正表示の措置状況（単純な表示欠落に対する措置を除く。）

措 置	合 計	広 域	県 域
指 示	2 社(0社)	0 社(0社)	2 社(0社)
指 導	1 5 9 社(22社)	7 社(1社)	1 5 2 社(21社)
調 査 中	3 社(0社)	0 社(0社)	3 社(0社)
合 計	1 6 4 社(22社)	7 社(1社)	1 5 7 社(21社)

注1 調査中には、措置を予定しているものを含む。

注2 表中、()内は玄米の数量で内数である。